

公益財団法人高知市文化振興事業団一般事業主行動計画

全ての職員がその能力を十分発揮できるよう、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日～令和6年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1：職員に対し、出産・育児・子育てを含む各種休暇制度等，育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項等の周知や情報提供を行う。

<具体的な取組>

●令和4年～

産前産後休暇や育児休業，育児休業給付，育休中の社会保険料免除，子育て中の休暇を含む各種休暇制度，育児休業後の労働条件に関する事項等について，今後も継続してネットワーク掲示板などで周知を図る。

目標2：職員が出産・育児に関する理解を深め，休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに，職員が抱える仕事と生活の両立上の悩みや子育てに関する問題等についての相談員を置く。

<具体的な取組>

●令和4年～

子育て中の職員を含む全職員が抱える仕事と生活の両立上の悩みや問題等に対して，課題解決に向けてアドバイスをする相談員を置き，働きやすい職場環境づくりを進めていく。

目標3：産前・産後休暇及び育児休業中の代替要員を雇用し，休暇を取得しやすい職場環境の整備を行う。また，代替要員の雇用を行う。

<具体的な取組>

●令和4年～ 産前休暇取得時から代替要員を雇用できるよう，事前の準備を計画的に行う。

目標4：育児休業取得中の職員に対し，業務内容に関わる情報等を定期的に提供し，復職に対する不安を払拭する。

<具体的な取組>

●令和4年～ 可能な範囲でメール，郵送等により，業務や職場に関する必要な情報を定期的に提供する。育児休業復職前後に面談を行う。

目標 5：職員の生活時間を確保し，健康回復を行うことで，職員がそれぞれの能力を十分発揮して職務が遂行できるよう，年間 5 日以内の特別休暇制度を設ける。

<具体的な取組>

- 令和 4 年～ 就業規程に定める特別休暇を年 5 日以内とし，積極的な取得を促す。
- 令和 4 年～ 夜間等，職員の担当業務の従事時間に合わせて，勤務時間を柔軟に割り振ることによって時間外勤務の負担軽減を図る。

目標 6：インターンシップや中学生の職場体験等，就業体験機会を提供する。

<具体的な取組>

- 令和 4 年～ 大学生や専門学校生のインターンシップや中学生の職場体験を受け入れ，地元の学生を中心に就業体験機会を提供していく。